

令和5年3月23日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 令和5年3月23日(木)
午後2時00分
- 2 閉会の日時 令和5年3月23日(木)
午後2時28分
- 3 招集の場所 市民交流プラザふくちやま 3階 市民交流スペース
- 4 出席委員の氏名 塩 見 佳扶子
和 田 大 顕
加 藤 由 美
織 田 信 夫
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教育部長 伊 藤 信 夫
教育委員会事務局理事 足 立 高 広
次長兼教育総務課長 垣 谷 敏 数
次長兼学校教育課長 八 瀬 正 雄
学校教育課担当課長兼教育総務課 八 板 嘉 展
学校教育課総括指導主事 新 井 敏 之
学校給食センター所長 村 瀬 勝 子
次長兼生涯学習課長兼中央公民館長 浅 田 久 子
中央公民館管理担当次長 荻 野 幹 雄
図書館長 山 路 智 子
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
次長兼教育総務課長 垣 谷 敏 数

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第35号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議録調製者 教育部長

教育委員会会議録

1 開会

塩見教育長職務代理者が開会を宣告。

塩見教育長職務代理者

廣田教育長から欠席の連絡がありましたので、本日の会議の進行につきましては、職務代理者の塩見がさせていただきます。

次に、現在のところはありませんが、傍聴人から傍聴の申請がありましたら許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

塩見教育長職務代理者

許可をさせていただきます。

2 前回会議録の承認

塩見教育長職務代理者

前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

塩見教育長職務代理者

それでは、異議がなければ承認をお願いします。
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

3 議題

- (1) 議第35号(福知山市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する規程の制定について)

塩見教育長職務代理者

議第35号「福知山市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する規程の制定について」説明をお願いします。

八瀬次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

議第35号「福知山市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する規程の制定について」御説明をさせていただきます。

会議案の3ページから6ページに私有車利用による旅行に関する規程の案を掲載しております。

小中学校の教職員が学校間、また研修場所等も含めて移動をする際、学校には公用車がありませんので、教職員の私有車を利用しております。私有車を利用する旅行、ここに記している旅行というのは、レジャー等の旅行ではございません。出張等に係る行程のことを旅行としております。

福知山市に勤務している小中学校の教職員につきましては、この規程がありませんでしたので、今回、新たに制定いたします。

制定の背景につきましては、昨年に車検を受けていない車を運行して事故を起こした教員があり、教職員が法律に基づいた車両運行しているか確認することも含め、新たに規程が必要となりました。

まず、教職員が利用する私有車は、公務利用となりますので、利用する車の登録を行う必要がございます。また、私有車利用による旅行は、学校長の命令によること、旅行の内容に応じて、承認する、承認しないという条件等も含めて、この規程で定めております。

さらに教職員及び校長の遵守義務として、私有車利用による旅行に当たっての法令の遵守等について、条文に記載して明確化しております。

規程の第1条では、これら教職員が公務のための私有車を利用して旅行することの承認の基準を定めることを趣旨としております。

第2条には、用語の意義を記載しております。まず、教職員につきましては、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員及び同法第3条第3項に規定する特別職の非常勤職員として、福知山市立の小中学校及び中学校に勤務する府費負担教職員、本務者及び講師、非常勤講師も含める範囲としております。第2号では、私有車を道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、教職員又は当該教職員と同一世帯の者が所有するものに限定をしております。また、割賦等で購入いたしまして、名義が本人にはなっていない、販売店の名義になっているものもリース契約ということで証明できるものについては認めます。

第3条では、教職員が旅行で利用する私有車の条件を記しております。第2項第1号では、私有車の運行によって他人の生命、身体を害したときの損害賠償、いわゆる対人保険は、無制限の保険加入を条件としております。第2号では、他人の財産に損害を与えたときの損害賠償、いわゆる対物保険につきましても、無制限の保険加入を条件としております。会議案には様式を載せておりませんが、別記様式第1号の私有車登録届で車両、職名、氏名を届け出いただくこととなります。その際には、自賠責保険の加入状況、任意保険の補償内容、車検証の写し等を付して法律上適正に管理がされている車両であることを確認した上で登録を行うものです。

第3条第5項では、校長は、私有車利用の登録が完了した者について私有車利用登録者一覧（別記様式第2号）を作成し、教育委員会に提出をすることで、教育委員会としても所有者の状況把握・管理をしております。

また、私有車利用に関しましては、校長の命令・復命によって行程を記しまして、その行程に応じた旅費を支給する規程としております。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

塩見教育長職務代理人

ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見はありますか。

和田委員

十分に内容を読み取れていないので教えてください。

学校には府費負担教職員以外に市費支出の職員もいらっしゃると思いますが、市費支出職員の方の運転は、想定されているのでしょうか。

それから、児童生徒を乗せる場合が想定されているのでしょうか。例え

ば緊急の場合、病院へ運ぶことを想定する場合、また、部活動で近隣の学校まで児童生徒を乗せて行くことが可能なのか、お考えをお聞かせください。

八瀬次長兼学校教育課長

まず、1点目の学校に勤務している市費の会計年度任用職員は、福知山市の私有車の公務使用の規定で登録や旅費の支給をしております。

2点目につきましては、第4条に私有車を利用した旅行の承認の条件等を記載しております。公共交通機関等利用することが著しく非効率な場合というのが主な条件としてあります。また、災害等緊急を要する場合で私有車の利用がやむを得ないと認められる場合という条件がございます。また、第4条第3項に「校長は、前項の規定による承認を受けた教職員と出発地又は帰着地と目的地が同一である教職員についてのみ、当該私有車に同乗して旅行することを承認することができる」という規定がございますので、原則児童生徒を乗せての旅行は認められません。ただ、和田委員さんがおっしゃった緊急の場合、もちろん救急車を呼ぶのが第一ではありますが、状況に応じて命を優先する場合は、この規程に関わらず同乗させて病院へ連れていくことは十分可能性はありますが、原則としては、認められないことになっております。

和田委員 わかりました。

塩見教育長職務代理者

ほかに御質問ありますか。

織田委員

まず1点目に、この規程の旅行という表現は、出張若しくは公務利用に関する規程とされたほうがいいのではないかと思います。

2点目に、第3条第2項の届出に係る私有車で、保険に関することが書かれておりますが、通勤に使われている先生方の私有車は、マイカー通勤のため登録されていることを前提として、期限が書いていないのでしょうか。任意保険の場合、当然保険の契約が更新されるタイミングがありますので、その都度確認できる方法を入れておいた方がいいと思います。

八瀬次長兼学校教育課長

まず、旅行という文言ですが、これは条例等にも用いられる行政的な用語でございますので、福知山市に限らずこのような言葉を使うというところで、御理解いただきたいと思っております。

通勤につきましては、自動車本体の登録という制度ではありませんが、通勤届の中で、自動車で通勤する、又は電車で通勤する等の確認を各校で行っております。

それから、確認につきましては、今年度から実施をしておりますが、本人から私有車を通勤及び業務に使う上で、免許証と保険の加入状況を毎年所属校長が確認して教育委員会へ報告する様式が別にごございますので、織田委員さんにおっしゃっていただいたように確認していきたいと思っております。

織田委員 私有車登録をされていても、途中で車を乗り換えるとか、保険を再契約

される方もおられると思いますが、そういった変化にも対応できるような内容を盛り込んでおかれた方がいいと思います意見させていただきました。

塩見教育長職務代理者

ほかに御質問ありませんか。

和田委員

第4条に、その都度事前に校長に申し出るとありますが、1日前でも事前ですし、1週間前でも事前です。時期を具体的に示さなくても、事前という言葉でよろしいのでしょうか。

八瀬次長兼学校教育課長

原則、校長による命令と利用実績を届け出ることにしておりますので、徹底していきたいと思っております。

和田委員

はい、わかりました。

塩見教育長職務代理者

ほかに御質問ありませんか。

全委員

特になし。

塩見教育長職務代理者

議第35号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

塩見教育長職務代理者

次に、報告・説明事項の教育長決裁による後援承認事項について説明をお願いします。

4 報告事項

(1) 教育長決裁による後援承認事項について

小笠原教育総務課長補佐兼企画管理係長 ～資料に基づき報告～

No.46 第7回夜久野杯 親善剣道大会

No.47 子育てセミナー

No.48 福知山東ライオンズ杯 第31回日本海高校ソフトテニス大会

No.49 ボーイスカウトとあそぼう ワクワク自然体験あそび

塩見教育長職務代理者

後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

和田委員

子育てセミナーについてお聞きします。市の後援承認事項の内規の中に、広く福知山市民に呼びかけ福知山市民を対象とするという記述があったように思います。子育てセミナーですので、表面的に読ませていただいたら、何も申すところはありませんが、参加人数が10名と少人数であっても認めていくことでよかったですでしょうか。

浅田次長兼生涯学習課長兼中央公民館長

そのように市も認識しております。子育てセミナーについては、人数は少ないですが、内容としては教育委員会から後援をするに相応しいものでしたので、後援承認をさせていただいたところです。

和田委員 はい、わかりました。

塩見教育長職務代理人
ほかに御質問等ありますでしょうか。

全委員 特になし。

塩見教育長職務代理人
次に、「福知山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」説明をお願いします。

(2) 福知山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

垣谷次長兼教育総務課長 ～資料に基づき説明～

福知山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について御説明させていただきます。

会議案の28ページを御覧ください。改正点につきましては、第5条第1号でございます。29ページの新旧対照表に教育部長の専決事項がございまして、第5条第1号の「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員及び臨時的任用職員」として、会計年度任用職員を加えた改正になっております。

ここで会計年度任用職員の話を少しさせていただきますが、福知山市では現在臨時職員や嘱託職員という呼び方をしております。令和5年4月1日から、常勤職員の配置が困難な場合や一時的に増員が必要な場合に、会計年度任用職員を任用する制度でございます。この制度につきましては、地方公務員法で規定されておまして、本市の場合は、パートタイム職の運用としております。そのため、事務決裁規程の一部に会計年度任用職員を加える改正をさせていただいております。

少しわかりにくいですが、ここで臨時的任用職員と言いますのは、常勤の職員でございまして、会計年度任用職員につきましては、非常勤の職員となっております。

塩見教育長職務代理人
このことについて御質問はありませんか。

全委員 特になし。

塩見教育長職務代理人
次に、「福知山市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令について」説明をお願いします。

(3) 福知山市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令について

垣谷次長兼教育総務課長 ～資料に基づき報告～

福知山市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令について、先ほど説明いたしました事務決裁規程とほとんど同じ内容ですが、30

ページに改正内容を書いております。34ページ以降に新旧対照表を載せておりますので、御覧ください。

まず、34ページの第62条に保存年限の基準がございます。別記第2の表中に先ほど説明しました会計年度任用職員という文言を加えております。35ページの人事給与に関するもの、37ページの人事、38ページの給与という区分がございまして、それぞれ「臨時職員及び非常勤職員」の文言を廃しまして、「会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改正するものです。

塩見教育長職務代理者

このことについて御質問はありませんか。

全委員

特になし。

5 閉会

塩見教育長職務代理者が閉会を宣言。